

「女性特有のがん検診推進事業」等における 一方的な地方負担の導入等に関する指定都市市長会意見

鳩山内閣は、「国民生活に安心と活力をもたらす第一歩を踏み出すものとする」ため、「コンクリートから人へ」「地域主権」など5つの基本理念を掲げて平成22年度予算案を編成し、予算成立に向けた国会での審議が始まったところである。

しかしながら、平成22年度予算案においては、国民の生活を第一に安心できる社会を構築することや地域主権を確立するとした内閣の基本理念の趣旨にそぐわない内容が見受けられる。

例えば、政権公約に掲げられた「子ども手当」については、事前の情報提供や協議が行われないうまま、一方的に地方負担が求められている。

また、平成21年度補正予算において全額国庫負担とされた「女性特有のがん検診推進事業」について、2分の1の地方負担を導入することとしているほか、鳩山内閣が昨年12月からの復活を決めた「生活保護の母子加算」、「父子家庭への児童扶養手当の支給」についても地方負担が求められており、国と地方の信頼関係を損なう、こうした一方的な負担の押し付けは、看過できるものではない。

また、幼稚園就園奨励費補助について地方との協議なしに制度の大幅な変更が行われたことや公立学校の耐震化事業にかかる予算計上が地方のニーズに対して十分なものではなかった点など、地方の実情が十分に反映されていないものもあり、こうした市民生活に密接に関連する予算についても、予め地方の意見を聴取しておくべきであった。

我々は、市民の生活を守り、活力のある地域社会を形成するためには、国と地方が対等の立場で協議することが重要であると考えており、今後、下記の事項を遵守されるよう強く要請する。

記

1. 地方に影響を及ぼす制度改正・施策等を行う際には、国と地方の協議の場等を活用して、必ず事前に指定都市の代表者等から意見を聴取し、尊重すること。
2. 地方財政に係る施策変更については、地方の予算編成スケジュールを考慮し、早期に具体的な仕組みを示すこと。
3. 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国の責任において行うべきとされた施策を実施する際には、地方に負担が生じることのないよう全額を国庫負担とすること。

平成22年2月3日
指定都市市長会